

令和7年度

「高等学校 DX 加速化推進事業」域内横断的な取組 業務委託仕様書

滋賀県教育委員会事務局高校教育課

1. 委託業務名

「高等学校 DX 加速化推進事業」域内横断的な取組(仮称：しが・次世代教育 DX プロジェクト)実施運営業務

2. 委託業務の目的

県立高等学校を対象に、高等学校におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の充実を図るため、域内横断的に、事業指定校の在籍生徒に加え、受講を希望する高校生を対象とした DX 系課題解決学習プログラムを実施するほか、教員向けの研修会を実施することでデジタル技術を活用した学びの深化や発展を図るとともに、事業報告会を実施することで、事業実施校の成果の横展開を図り、DX 人材の育成を推進する。

3. 委託期間

契約締結日から令和8年(2026年)3月31日(火)まで

4. 委託業務の内容

(1) 業務概要

デジタル人材育成に向け、県内の教員および生徒の資質能力の向上に努め、専門性を強化させるための研修・講座等を実施する。

- ①県内の生徒を対象に、DX 系課題解決学習プログラムを実施する。これにより、生徒のデジタル技術を向上させ、理系人材の育成を強化する。
- ②県内の高等学校の教員を対象に、デジタルスキルの向上を目的とした研修プログラムを実施する。これにより、教員のデジタルリテラシーを向上させ、生徒への指導力を強化する。
- ③取組事例報告会等を実施し、採択校の事例および成果の共有により取組の普及を図る。

(2) 具体的な業務内容

①高校への事業説明会の実施、参加者募集およびとりまとめ

事業開始にあたり、県立高校の希望教員に対し、事業の趣旨および活動方針等についての説明会を実施すること。(事前の周知や希望調査は県教育委員会高校教育課(以下、県とする)が行うものとする。)

- ・開催日は、令和7年7月頃とし、時間や詳細内容については、県と受託者で協議の上、決定すること。
- ・説明会にあたっては、事業説明資料等を作成すること。
- ・事業説明会で用いる説明資料は、分かりやすい表現に努めること。
- ・事業説明会実施後、各校から希望のある教員および高校生を募集し、とりまとめを行うこと。

②高校生向け DX 系課題解決学習プログラムの企画・運営・実施

生徒の興味関心を引き出す ICT や IoT 技術を使って身近な課題を解決する学習プログラムについて、大学や企業等と連携した取組を進め、希望する生徒を対象に、全4～6回程度の講座を実施すること。また、各校の現状を鑑み、総合的な探究の時間等を活用した授業支援を行うこと。

- ・開催期間は令和7年8月から12月頃とし、実施回数、時間、講座形式および詳細内容については、県と受託者で協議の上、決定すること。(生徒の授業時間帯を考慮し、平日夕方または長期休み等の時期を活用すること。)
- ・講師等の選任については、県と受託者で協議の上、受託者が講師依頼等を行うこと。

- ・講座等にあたっては、必要に応じて資料等を作成し、事前に受講者に送付すること。
- ・講座等に用いる資料等は、分かりやすい表現に努めること。

③教員向けデジタルスキル研修の企画・運営・実施

数理・データサイエンス・AI・デジタルコンテンツ・デジタルものづくり、プログラミング等、デジタル技術向上に関する内容について希望する教員を対象に、全6～10回程度の研修を実施すること。

- ・開催期間は令和7年8月から12月頃とし、実施回数、時間、研修形式および詳細内容については、県と受託者で協議の上、決定すること。(教員の勤務時間帯を考慮し、平日夕方または長期休み等の時期を活用すること。)
- ・講師の選任については、県と受託者で協議の上、受託者が講師依頼等を行うこと。
- ・研修にあたっては、必要に応じて資料等を作成し、事前に受講者に送付すること。

④取組事例報告会等による事例の横展開についての企画・運営・実施

各校における取組事例について報告会を実施し、採択校の成果の共有による普及を図る。教員の資質・能力向上のため、有識者等による指導・助言を受ける。

- ・基本的には、採択校の教員を対象に実施すること。
- ・開催期間は令和8年1月頃とし、時間、研修形式および詳細内容については、県と受託者で協議の上、決定すること。
- ・参集で実施する場合、会場の確保、設営および撤去、配布資料の作成、司会進行、関係者調整等、運営全般を行うこと。
- ・有識者等の選任については、県と受託者で協議の上、受託者が講師依頼等を行うこと。

(3) 事業実施方法

オンライン、対面、オンデマンド等を併用

(4) 委託業務における対象者

- ①県内高等学校に在籍する生徒 50人×4～6回=200～300人(のべ人数)
- ②県内高等学校に勤務する教員 45人×6～10回=270～450人(のべ人数)

(5) 委託要件

- ①県下対象校へ連絡・訪問できる担当者を配置・明示できること。
- ②オリジナルのプログラムを有し、指定回数(教職員向け6～10回程度、生徒向け4～6回程度)実施できること。
- ③プログラムには以下の要素を含むこと。
 - (ア) Python、JavaScriptを使ったプログラミング体験
 - (イ) ビッグデータ、生成AIを活用した社会課題解決の体験
 - (ウ) デジタル倫理とプライバシー教育に関する講義
 - (エ) デジタルコンテンツ体験、基礎学習
 - (オ) IoT体験
 - (カ) 課題解決プロセス学習(論理的思考、プログラミング的思考)

※その他、研修プログラムは協議の上、決定する。

- ④過去に、国・自治体におけるデジタル又はクリエイティブ関連人材育成に関する事業への業務実績がある

こと。

⑤教員研修を行う講師人材は以下のいずれかの要件を備えること。

- (ア) フリーランスとして商業活動もしくはクリエイティブ&エンジニアリング活動を2年以上行っている者。学生は不可とする。
- (イ) 大学等の高等教育機関を運営する組織で学習指導に関する職務経験を2年以上有している者。
- (ウ) 受託者専属の講師であること。

⑥生徒向け学習プログラムにおいては以下の要件を備えること。

- (ア) 動画教材の整備から演習課題、素材提供までを一貫して行い、継続的な指導体制を構築すること。
- (イ) 生徒の興味関心を引き出す ICT や IoT 技術を用い身近な課題を解決するような研修プログラムを提供すること。
- (ウ) 企業等と連携したプログラムであること。

(6) 事業スケジュール（予定）

業務のスケジュールについては、以下を原則とし、企画内容等に応じて、受託者と県の協議によりスケジュールを調整する。なお、事業説明会以降、必要に応じて適時事業および取組の方法にかかる支援を行うこと。

令和7年6月	委託業務公告開始(6月上旬)
	質問および回答(6月中旬)
	企画書×切(6月下旬)
令和7年7月	審査および契約予定者の決定(7月上旬)
	決定の通知・契約締結(7月中旬)
	高校への事業説明会の実施、参加者募集(7月下旬から8月上旬)
令和7年8月～12月	教員向け研修および高校生向け講習の開催
令和8年1月	教員による取組事例報告会※
令和8年3月	業務報告書の提出

5. 実績報告等

(1) 受託者は、本委託業務の完了後、委託業務の内容をまとめた報告書およびそれらを記録した電子記録媒体(CD-R等)各2部を県に提出することとする。

① 報告書(印刷物およびCD-R等): 正副2部

書き込みデータ形式は原則 Microsoft Office 形式とするが、詳細については業務着手時の打合せにより決定する。

② 動画の場合は、DVD-ROM等に格納し2部納品すること。動画のファイル形式は、MP4形式とする。

(2) 納入場所

滋賀県教育委員会事務局高校教育課(〒520-8577 滋賀県大津市京町4丁目1番1号)

6. その他留意事項

(1) 委託業務の内容の詳細は、受託者からの提案内容に基づき県と受託者で協議の上、決定する。

(2) 業務の遂行にあたり、受託者は、県と協議し適時連絡を取り、連携を図ること。

(3) 各会場費用、広報、消耗品費、交通費等、その他事業実施に要する一切の費用は受託者の負担とする。

- (4) 県は、業務期間中、いつでもその進捗状況の報告を求めることができるものとする。
- (5) 本仕様書4(2)の実施にあたり必要があれば、安全確保等について十分な対策をたて、参加者について不測の事態に備え傷害保険等に加入しておくこと。
- (6) 受託者は、当該受託業務について、責任者を置き、また業務を円滑かつ安全に行うため、適切な補助員の配置を行うこと。
- (7) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を順守することとする。
- (8) 本業務の履行に際し、他者の著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、県に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理することとする。
- (9) 委託業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。
- (10) 委託業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用してはならない。また、事業終了後、取得したデータ等は破棄すること。
- (11) 受託者は、個人情報保護法等の関係法令を遵守し、本事業を進める上で知り得た情報を第三者に漏らしたり、他の目的に利用してはならないこと。また、事業終了後、取得した個人情報は破棄すること。
- (12) 電子メールを外部に送信する際は、宛先、送信内容（不要ファイルの添付等がないか）、送信方法（BCCに設定されているか等）を複数の社員でチェックシートを作成して確認すること。また、事前にメール確認者を県へ報告すること。
- (13) 成果物に関する著作権は、滋賀県に帰属するものとし、県が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。
- (14) 本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲および再委託先を県に提出し、了解を得ることとする。また責任者の再委託は認めない。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決することとする。
- (15) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書にない事項または疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行い、業務を実施すること。
- (16) その他、委託業務内容の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定めることとする。
- (17) 教員や高校生の主体的な活動を促すよう配慮するとともに、各学校担当者との連携に努めること。
- (18) 全体を通して、内容・実施方法等の変更や改善のための相談、実施について、主体的・協力的に行うこと。